

## 変更後の性別・名前で卒業証明も＝性同一性障害生徒への配慮通知－文科省

文部科学省は30日、心と体の性が一致しない「性同一性障害」(GID)を抱える児童生徒が学校生活で支障を感じないように、服装や施設利用に関する配慮や相談体制の充実を求める通知を全国の学校に出した。就職先などに提出する卒業証明書に、卒業後に変更した性別や名前を記すなどの配慮をすとしたほか、同性愛などを含めた性的少数者(LGBT)の子供全般への対応充実を要請した。

2013年に実施した同省の調査では、全国で約600人の児童生徒が学校側にGIDを相談していたが、学校生活上の配慮は限定的なことが判明。不登校やいじめ被害につながるケースもあり、同省は対応の充実が必要と判断した。

通知では、学校側は原則として児童生徒の事情に応じた対応をすべきだと明記。複数の教員や教育委員会、医療機関と連携して対応するよう求め、サポートチームの設置などを推奨した。

その上で、自認する性別の制服着用や髪形への配慮▽職員用トイレや更衣室の利用▽名簿や校内呼称の変更▽修学旅行の1人部屋利用や体育などの別メニュー化－などの対応を例示。子供や保護者の意向を踏まえ、先入観や医療機関の診断書にとらわれず、柔軟に対応するよう求めた。(2015/04/30-10:07)